

公 示 送 達 書

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所が不明であるから、当市において保管し、送達を受けるべき者の申し出があればいつでも交付する。
地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和8年6月11日

京丹後市長 中山 泰

記

書類の表示	送達を受けるべき者の 氏名又は名称	所在不明前の住所その他
令和8年度 市民税・府民 税・森林環境税 納税通 知書	小坂 孝之	京丹後市久美浜町1012番地
	以下余白	

* 地方税法第20条の2第3項の規定により、この掲示をした日から起算して7日を経過した時に書類の送達があったものとみなされます。